

提出書類一覧

提出書類			注意事項
必須	1	農地所有適格法人報告書【同封】	・別添の記載例を参考に記入し、法人印を押してください。 ・報告書への記入は、令和6年決算月の直前の1年分をお願いいたします。
	2	農地台帳補完調査書【同封】	・作付け状況などの内容をご確認のうえ、変更や誤りがあれば訂正・削除・加筆をしてください。 ・変更や誤りがない場合でも確認者欄に担当者の氏名を記入し、認印を押してください。
	3	定款の写し	
	4	農作業従事者一覧表	
該当する項目のみ	5	組合員名簿の写し	※農事組合法人の場合
	6	株主名簿の写し	※株式会社の場合
	7	構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し	※承認会社が構成員となっている場合
	8	法人の事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける構成員等とその農地所有適格法人との間で締結された契約書の写し	※法人の事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者等が構成員となっている場合

※ 郵送により提出する場合は、同封の返信用封筒をご利用ください。

各様式は浜松市 HP からダウンロードできます。

 浜松市 農地所有適格法人報告書



参考

農地法（抜粋）

（農地所有適格法人の報告等）

第六条 農地所有適格法人であつて、農地若しくは採草放牧地（その法人が第三条第一項本文に掲げる権利を取得した時に農地及び採草放牧地以外の土地であつたものその他政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地（同条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けてその法人に設定された使用貸借による権利又は賃借権に係るものを除く。）をその法人の耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合（農地所有適格法人が合併によって解散し、又は分割をした場合において、当該合併によって設立し、若しくは当該合併後存続する法人又は当該分割によって農地若しくは採草放牧地について同項本文に掲げる権利を承継した法人が農地所有適格法人でない場合を含む。次条第一項において同じ。）におけるその法人及びその一般承継人についても、同様とする。

農地法施行規則（抜粋）

（農地所有適格法人の報告）

第五十八条 法第六条第一項の規定による報告は、毎事業年度の終了後三月以内に、次条に掲げる事項を記載した報告書を当該農地所有適格法人が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地又は採草放牧地の所在地を管轄する農業委員会に提出してしなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款の写し
- 二 農事組合法人又は株式会社にあつてはその組合員名簿又は株主名簿の写し
- 三 承認会社が構成員となっている場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し
- 四 その他参考となるべき書類